○農林水産省告示第千四百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年六月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　秋田県鹿角市八幡平字玉内三二の一、字清水向五二（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字玉内三二の一（次の図に示す部分に限る。）、字清水向五二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び鹿角市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年六月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　秋田県横手市山内三又字甲八四、八五、八七から九二まで、九三の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字甲九三の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び横手市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年六月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福島県喜多方市山都町一ノ木字木滝沢乙四八三六

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び白河市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年六月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福島県白河市表郷金山字大石沢五

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び喜多方市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年六月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福島県大沼郡金山町大字川口字沢向道上一八七一の一、一八七八から一八八五まで、一八九二の一から一八九二の三まで、一八九三、一八九四、一八九五の口、一八九六、一八九七、一九一一、二四六四、二四六五

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び金山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年六月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福島県南会津郡南会津町和泉田字不動沢一三六、三二二、字界ノ沢二八四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第六百九十四号

運輸審議会令一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第十五条第一項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表に登載された。

平成二十七年六月三日

国土交通大臣　太田　昭宏

事案番号	事案の種類	指定する地域	期間
平27第5005号	一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき近畿運輸局長が定める営業区域の「神戸市域交通圏」	平成27年7月1日から平成30年6月30日まで
平27第5006号	一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき近畿運輸局長が定める営業区域の「奈良市域交通圏」	平成27年7月1日から平成30年6月30日まで
平27第5007号	一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき中国運輸局長が定める営業区域の「広島交通圏」	平成27年7月1日から平成30年6月30日まで
平27第5008号	一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき九州運輸局長が定める営業区域の「大分市」	平成27年7月1日から平成30年6月30日まで